

南相馬市第4期障がい者計画・障がい福祉計画(素案) に関する地域協議会への説明資料

1. 作成の趣旨・目的

策定の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法（以下、「障害者総合支援法」）」の基本指針により、3年毎に行うこととされている「市町村障害者計画」の見直しを行う。

現計画は、平成20年3月に作成した第2期計画を平成24年4月から第3期計画に置き換えて実施しているが、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、制度改革や障がい児者への支援の取組が進められており、平成27年度からの第4期計画を策定するにあたり、根拠法等の変遷を反映させるために必要となる見直しを行う。

現計画の根拠法「障害者自立支援法」の目的は“自立”。

現制度の根拠法「障害者総合支援法」の目的は“基本的人権を享有する個人としての尊厳”

計画策定の目的

障がいのある人が、自己選択・自己決定できることを基本としながら、障がいのある人が、地域の中で“共に生き、ふれあい、うるおいのあるまちづくり”を目指すため、具体的に取り組む部門別計画を策定する。

本市においては、平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響により、障がいのある人の置かれている状況は依然として厳しく、相談員や相談支援専門員の不足による相談への対応が困難であったり、介護職員等の人材不足等により、障がい福祉サービスが十分に提供されない等の課題への取り組むための事務事業を進める。

2. 現計画の見直し点

第3期計画と現在の実施事業における課題や問題点等の見直し

・「障害者総合支援法」や「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達法」等の施行や、児童福祉法の改正に基づく「障害児支援」施策へ反映させる。

・法や制度改革を受け、事務事業を実施するうえにおいて、国の改正の方針や県の計画の改正の内容との整合性を計画に反映させる。

障がいのある人や障がいのある子どもに対する地域の理解と、支援についての施策を整理して、計画に反映させる。

震災等の影響の反映

・障がいのある人の抱えている課題(单身・親の高齢化等)や問題点への対応を計画に反映させる。

・平成23年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、障がいをお持ちの方の生活の状況や環境が変化しているため、現状を把握して、必要とされている施策や支援を計画に反映させる。

・震災等により障がいのある人が経験したこと、伝えたいことを計画に反映させる。

3. 「第3期障がい者計画・障がい福祉計画」から「第4期障がい者計画・障がい福祉計画」への見直しの概要

基本理念は、前期復興計画の指針2とし、復興への願いを込めて副題を付けた。

基本指針は削除し、基本目標の内容を見直し、5つに分け、「震災からの復興」を別記して明記。(事務事業は再掲)

○重点施策は基本施策として内容を見直し、体系を変更。「障がいのある子どもへの支援」を別掲。

○施策の方向は事務事業として、内容を見直し、拡充・追加を表示。

